



栃木県公報

令和5(2023)年
6月2日(金)
第409号

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の名称等の変更…………… 467
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定…………… 468
○児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止…………… 468
○特定計量器の定期検査の実施…………… 469
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧…………… 471

公 告

- 令和5(2023)年度職業訓練指導員試験の実施…………… 471
○令和6(2024)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集…………… 473
○患畜の届出…………… 474
○土地改良区役員の退就任…………… 474

教育委員会

- 栃木県立みかも自然の家の利用料金の承認…………… 475

告 示

栃木県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5(2023)年6月2日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

変更年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和4(2022)年 3月14日	特定非営利活動法人愛・やままえケアセンター	足利市鹿島町706番地 (足利市鹿島町479-1)	愛・ケアプランセンター	足利市鹿島町706番地 (足利市鹿島町479-1)	居宅介護支援
令和5(2023)年 3月1日	株式会社琴音	小山市駅南町5-5-1エムロード102 (栃木市大平町川連490-4)	訪問看護ステーション琴音	小山市駅南町5-5-1エムロード102 (栃木市大平町川連490-4)	訪問看護

(注) 表中の()内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変更年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和5(2023)年3月1日	株式会社琴音	小山市駅南町5-5-1エムロード102 (栃木市大平町川連490-4)	訪問看護ステーション琴音	小山市駅南町5-5-1エムロード102 (栃木市大平町川連490-4)	介護予防訪問看護

(注) 表中の()内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第225号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年6月2日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950200311	色季彩 (SHIKISAI)	足利市堀込町2462-1	株式会社ワールドステイ	足利市堀込町2462-1	令和5(2023)年5月1日	放課後等デイサービス
0952700060	グローバルキッズメソッド90	益子町七井2254-3	ハッピーライフケア株式会社	東京都千代田区東神田2-10-9	令和5(2023)年5月1日	放課後等デイサービス
0951300284	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-那須塩原鍋掛	那須塩原市鍋掛1088-140	合同会社ミライエ計画室	那須塩原市鍋掛1088-152	令和5(2023)年5月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス

栃木県告示第226号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項に規定する指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年6月2日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950200212	デイサービスセンター春日和	足利市堀込町2462-1	株式会社ワールドステイ	足利市堀込町2462-1	令和5(2023)年4月30日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)

栃木県告示第227号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5（2023）年6月2日

栃木県知事 福田 富一

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（2の定期検査を除く。）

区 域	期 日		場 所
	年 月 日	時 間	
真 岡 市	令和5（2023）年 9月5日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	真岡市荒町5191 真岡市役所 1階市民ロビー
	令和5（2023）年 9月6日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5（2023）年 9月7日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5（2023）年 9月8日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5（2023）年 9月11日（月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	真岡市久下田848-5 真岡市久下田駅前どんとこい広場
小 山 市	令和5（2023）年 9月12日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	小山市大字塩沢604 小山広域クリーンセンター
	令和5（2023）年 9月13日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5（2023）年 9月14日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5（2023）年 9月15日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5（2023）年 9月19日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5（2023）年 9月20日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5（2023）年 9月21日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5（2023）年 9月22日（金）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	足利市福富町398-2 足利市梁田公民館
	令和5（2023）年 9月25日（月）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	足利市堀込町2843 足利市山辺公民館
	令和5（2023）年 9月26日（火）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	足利市葉鹿町1-20-5
	令和5（2023）年 9月27日（水）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	足利市葉鹿公民館

足利市	令和5(2023)年 9月28日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	足利市相生町1-1 足利市生涯学習センター
	令和5(2023)年 9月29日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5(2023)年 10月3日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5(2023)年 10月4日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	足利市八柵町390-1 足利市毛野公民館
	令和5(2023)年 10月5日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	足利市利保町2-14-1 足利市北郷公民館
佐野市	令和5(2023)年 10月6日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐野市赤見町3082 佐野市赤見地区公民館
	令和5(2023)年 10月10日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐野市村上町9 佐野市吾妻地区公民館
	令和5(2023)年 10月11日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐野市寺中町2297-1 佐野市植野地区公民館
	令和5(2023)年 10月12日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐野市堀米町1173 佐野市城北地区公民館
	令和5(2023)年 10月13日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐野市金井上町2519 佐野市中央公民館
	令和5(2023)年 10月16日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5(2023)年 10月17日(火)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和5(2023)年 10月18日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐野市栃本町2237-1 たぬまふるさと館
	令和5(2023)年 10月19日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	佐野市葛生東1-11-15 佐野市葛生地区公民館
	令和5(2023)年 10月20日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
令和5(2023)年 10月23日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで		
真岡市 小山市 足利市 佐野市	各区域の期日の 初日から令和5 (2023)年12月21 日(木)まで(土 曜日、日曜日及び 国民の祝日に関す る法律(昭和23年 法律第178号)に 規定する休日を除 く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	宇都宮市ゆいの杜1-5-64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で行う定期検査

計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
真岡市	令和5(2023)年9月19日(火)から同年12月21日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
小山市	令和5(2023)年9月26日(火)から同年12月21日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
足利市	令和5(2023)年10月10日(火)から同年12月21日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
佐野市	令和5(2023)年10月24日(火)から同年12月21日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(産業政策課)

栃木県告示第228号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和5(2023)年6月2日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
湯津上土地改良区	湯津上地区土地改良(維持管理)事業	令和5(2023)年6月5日から同月30日まで	令和5(2023)年7月18日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○令和5(2023)年度職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定により公示する。

令和5(2023)年6月2日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の区分

学科試験のうち指導方法

2 試験の科目

職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲げる免許職種について指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）の試験を実施する。

3 受験資格

職業能力開発促進法施行規則第45条の2の規定に該当する者であって、同令第46条の規定により実技試験

の全部及び関連学科試験の全部が免除となる者

4 試験の実施期日

令和5(2023)年8月2日(水) 午前11時～午前11時45分

5 試験の場所

栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県庁舎本館6階大会議室2

※ なお、試験当日は試験開始30分前までに集合すること。

6 受験申請手続

(1) 提出書類

① 職業訓練指導員試験受験申請書

② 履歴書(受験申請書の裏面)

③ 受験票・写真票

※ 申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の写真1枚貼付

(3cm×4cmの大きさで裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。)

④ 試験の免除を受けることができる者であることを証する書類

(2) 書類の提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県産業労働観光部労働政策課産業人材育成担当

※ 郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 受付期間

令和5(2023)年6月8日(木)から同月19日(月)まで

※ 郵送の場合は、令和5(2023)年6月19日(月)の消印のあるものまで有効。

(4) 受験手数料の額

学科試験(指導方法) 3,100円

(5) 受験手数料の納付方法

受験手数料相当額の栃木県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼付するものとする。

なお、受験申請書受理後、手数料は返還しないものとする。

(6) 受験票の交付

受験申請書を受理した後、受験票を送付する。

7 合格者の発表

(1) 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 合格発表の方法

令和5(2023)年8月30日(水)に合格者宛て通知するほか、栃木県のホームページにも、合格者受験番号を掲載する。

ホームページアドレス

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/shidouinmenkyo.html>)

8 欠格者

職業能力開発促進法第28条第5項の規定により、3に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

9 その他

(1) 試験当日は、受験票及び筆記用具を持参すること。

(2) 受験申請書は栃木県産業労働観光部労働政策課及び栃木県職業能力開発協会等において配布するほか、栃木県のホームページに掲載する。

(3) 試験結果の簡易開示

受験者本人は、合格発表の日から1か月間、試験の得点の開示を受けることができる。開示を希望する場合は、受験者本人が、自動車運転免許証等本人を確認できるもの及び受験票又は合格通知を持参すること。(受験者本人に限る。代理は不可)なお、電話による開示には応じない。

- 開示実施場所：栃木県産業労働観光部労働政策課
- 開示期間：令和5(2023)年8月30日(水)から同年9月29日(金)まで
平日午前8時30分～午後5時15分受付

(4) 問合せ先

〒320-8501
 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
 栃木県産業労働観光部労働政策課産業人材育成担当
 TEL 028-623-3235

○令和6(2024)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

令和6(2024)年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則(昭和47年栃木県規則第36号)第9条の規定により公告する。

令和5(2023)年6月2日

栃木県知事 福田 富一

1 産業技術専門校名及び所在地等

産業技術専門校名	所在地等
県立産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6374

2 募集人員

訓練課程	科名	人員
普通課程 技能習得コース	機械技術科	30人
	制御システム科	20
	自動車整備科	20
	建築設備科	20
	ITエンジニア科	20
	金属加工科	20
	電気工事科	20
	木造建築科	20

3 募集期間及び試験日

訓練課程	募集期間	試験日
普通課程 技能習得コース (木造建築科を除く)	(1) 推薦入校試験 令和5(2023)年9月4日(月) ～9月15日(金)	(1) 推薦入校試験 令和5(2023)年10月4日(水)
	(2) 一般入校試験 第1回	(2) 一般入校試験 第1回

	令和5(2023)年10月16日(月)～10月27日(金) 第2回 令和5(2023)年12月4日(月)～12月15日(金) 第3回 令和6(2024)年1月23日(火)～2月5日(月) 第4回 令和6(2024)年2月28日(水)～3月11日(月)	令和5(2023)年11月8日(水) 第2回 令和6(2024)年1月12日(金) 第3回 令和6(2024)年2月15日(木) 第4回 令和6(2024)年3月14日(木)
普通課程 技能習得コース (木造建築科)	(1) 推薦入校試験 令和5(2023)年12月4日(月)～12月15日(金) (2) 一般入校試験 第1回 令和6(2024)年1月23日(火)～2月5日(月) 第2回 令和6(2024)年2月28日(水)～3月13日(水)	(1) 推薦入校試験 令和6(2024)年1月5日(金) (2) 一般入校試験 第1回 令和6(2024)年2月16日(金) 第2回 令和6(2024)年3月15日(金)

4 その他

募集について不明な点は、県央産業技術専門校(電話 028-689-6374)に問い合わせること。

(労働政策課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年6月2日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	那須町	令和5(2023)年5月24日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5(2023)年6月2日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
都賀町土地改良区	理事	渡邊 正信		栃木市西方町真名子745	令和5(2023). 2.11	

理事	安生 一夫	栃木市西方町真名子152-1	令和5 (2023). 3.28
----	-------	----------------	------------------------

(農地整備課)

教育委員会

○栃木県立みかも自然の家の利用料金の承認

栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例（令和4年栃木県条例第38号）第13条第2項後段の規定により次のとおり利用料金を承認したので、栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例施行規則（令和5年栃木県教育委員会規則第5号）第7条の規定により公告する。

令和5（2023）年6月2日

栃木県教育委員会

1 宿泊室

地域	年齢	利用料金（1人1泊につき）					
		一般利用				学校教育 活動等	県教育 委員会の 主催事業
		通常期	繁忙期	社会教育団体			
通常期	繁忙期			通常期	繁忙期		
県内に居住する者	3歳～中学生	3,190円	4,290円	1,540円	2,640円	-	440円
	高校生等	3,190円	4,290円	1,540円	2,640円	880円	1,760円
	その他の者	4,290円	5,390円	-	-	880円	1,760円
県外に居住する者	3歳～中学生	4,180円	5,280円	-	-	880円	880円
	高校生等	4,180円	5,280円	-	-	1,760円	1,760円
	その他の者	5,280円	6,380円	-	-	1,760円	1,760円

備考

- 1 繁忙期の期間は、教育長が別に定める。
- 2 3歳未満の利用料金は、無料とする。
- 3 「社会教育団体」とは、県内のボーイ・ガールスカウト、公民館、子ども会、PTA団体のうち、15名以上かつ高校生以下の宿泊者であり、当該宿泊者全員が体験活動プログラムを利用する団体をいう。

2 研修室等

施設名	時間回数	利用料金（1回につき）				
		一般利用			学校教育 活動等	県教育委員会 の主催事業
		宿泊利用	日帰り利用			
	県内に 居住する者		県外に 居住する者			
大研修室	午前9時から 正午まで	9,900円	13,860円	14,850円	-	-
	午後1時から 午後5時まで	13,200円	18,810円	19,800円	-	-

	午後6時から 午後9時まで	9,900円	13,860円	14,850円	-	-
	超過時間 (1時間につき)	3,300円	4,950円	4,950円	-	-
中研修室	午前9時から 正午まで	4,950円	6,430円	7,420円	-	-
	午後1時から 午後5時まで	6,600円	8,910円	9,900円	-	-
	午後6時から 午後9時まで	4,950円	6,430円	7,420円	-	-
	超過時間 (1時間につき)	1,650円	2,470円	2,470円	-	-
体育館	午前9時から 正午まで	6,600円	8,910円	9,900円	-	-
	午後1時から 午後5時まで	8,800円	12,210円	13,200円	-	-
	午後6時から 午後9時まで	6,600円	8,910円	9,900円	-	-
	超過時間 (1時間につき)	2,200円	3,300円	3,300円	-	-
音楽室	午前9時から 正午まで	3,300円	3,960円	4,950円	-	-
	午後1時から 午後5時まで	4,400円	5,610円	6,600円	-	-
	午後6時から 午後9時まで	3,300円	3,960円	4,950円	-	-
	超過時間 (1時間につき)	1,100円	1,650円	1,650円	-	-
ファイアー サークル	1回	5,500円	7,260円	8,250円	-	-

3 キャンプサイト

施設名	利用料金(1区画1泊につき)			
	一般利用			学校教育活動等
	通常期	閑散期	繁忙期	
電源付き オートキャンプ	8,800円	5,500円	9,900円	-
テラスサイト	6,600円	4,400円	7,700円	-

備考

- 1 閑散期の期間は、教育長が別に定める。
- 2 繁忙期の期間は、教育長が別に定める。

(生涯学習課)